科学研究費助成專業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 7 日現在

機関番号: 13801

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2013~2015

課題番号: 25350043

研究課題名(和文)消費者教育推進法制定後の都道府県による消費者教育・啓発施策の推進に関する研究

研究課題名(英文) Research into consumer education and public awareness measures in the

administrative divisions of Japan after the enactment of the Act to Promote

Consumer Education

研究代表者

色川 卓男 (Irokawa, Takuo)

静岡大学・教育学部・教授

研究者番号:90293589

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文): 本研究ではこれまでの地方自治体による消費者教育・啓発施策の歴史的研究において把握できたことは、国による施策の基本的な枠組みに沿って、都道府県庁による消費者行政及び消費者教育施策が推進されていることとはいえ、各都道府県庁による固有の施策を見られることがわかった。 また、全国の都道府県庁に対するアンケート調査及びインタビュー調査を実施した。その結果として、自主財源として予算はほとんど増えない中で、基金が大きな役割を果たしていること、正規職員数は停滞し、その中で消費者教育推進が要請されることで事業数が増加し、職員の負担が増加がしており、それだけに地域の関係者による協力が重要であるよいます。 であるといえる。

研究成果の概要(英文): This study is composed of historical trends and actual research. First of all, we investigated historical trends in consumer education and public awareness measures implemented by the administrative divisions of Japan. As a result, we discovered that consumer administration and consumer education measures were being promoted by the administrative divisions according to the basic framework of national measures and that, in addition to this, each administrative division had implemented its own individual measures.

Questionnaires and interviews were conducted with all national administrative divisions. As a result, even though budgets as independent finance sources have hardly increased, project numbers have increased due to funds playing an important role, the stagnation of regular employees and appeals for consumer education promotion in this situation and that is why the cooperation of related people in the community is so important.

研究分野: 消費者教育論

キーワード: 消費者教育施策 消費者行政施策 地方自治体 都道府県 消費者教育推進計画 消費者教育推進法

1。研究開始当初の背景

2000年に入ってから、内閣府では消費者教育の体系化など、様々な調査研究によって具体的な消費者教育・啓発施策につなげようとする取り組みを行ってきた。また2009年には消費者庁が設置され、その後も消費者教育推進会議の設置、文部科学省による消費者教育推進委員会の設置、今年度は消費者教育推進法の制定など、これらの取り組みはいずれも重要な意味をもっていると考えられる。

地方消費者行政は自治事務であり、それは社会教育に関わる消費者啓発施策も同様である。また、地方における学校教育に関わる消費者教育施策は、文部科学省による学習指導要領という枠組みはあるものの、取り組みについては、各自治体にゆだねられている。そのため、国が色々な施策を推進したとしても、それが地方にそのまま浸透するとは限らない。また、消費者啓発施策については、ほぼ地方独自の取り組みであるといってよい。それゆえ、地方自治体による消費者教育・啓発施策の推進状況を国の動向とは別に検討することが要請されている。

2。研究の目的

本研究の目的は、都道府県において消費 者教育・啓発施策を推進していくためにど のような取り組みを進めていけばよいのか を歴史的かつ実証的に明らかにすることに ある。特に消費者教育施策は、これまで 50 年の歴史がありながら、なかなか定着して こなかった。2012年度に消費者教育推進法 が制定されたが、実効性のある具体的方策 を見出していくことは喫緊の課題である。 本研究ではこれまでの地方自治体による消 費者教育・啓発施策の歴史を充分にふまえ た上で、今日の都道府県を調査研究の主な 対象として、各都道府県における消費者教育・啓発施策をアンケート調査及びインタビュー調査によって、詳細に検討した。

3。研究の方法

本研究の方法として、まず都道府県による歴史的動向を探るために、行政関係資料を体系的かつ包括的に収集して検討することとともに、全国の都道府県における消費者教育施策の実態と課題について、アンケート調査及びインタビュー調査を行って、その結果からどのような方策が考えられるのかを示すことである。

4。研究成果

(1)全国都道府県による消費者行政・消費者教育施策の歴史的動向について

都道府県による消費者行政施策の歴史 的動向

全国都道府県の消費者行政および消費者 教育に関する歴史的資料を収集し、その歴 史的動向を検討した。

本研究で必要な資料は、まず各年度の事業概要であり、それに付随した資料である。

本研究にとっては、過去から現在まで、 ある程度把握できる長期間の消費者行政資料が必要である。そこで、本稿では、特に 資料の多かった福岡県、滋賀県を分析対象 とした。

結果をまとめると、以下の通りである。 いずれの県をみても、その時々の国の方 針が都道府県の消費者行政の歴史には色濃 く現れているといえる。つまり 1960~70 年代初めには、消費生活センターの設置に 伴う商品テスト施設及び相談体制の整備、 移動センターなど啓発事業の整備、消費生 活モニターの設置及び行政連絡会議、懇談 会の設置、 その後、サブセンターの設置、 条例の施行及び審議会の運営、景表法など 消費者保護事業、さらに第1次オイルショックによる、緊急物価対策や省エネ・省資源の動きに対する対応が起こり、 1990~2000年代にかけては、市町村に対する支援を進めていくことでサブセンターを廃止する一方、事業者指導を強化し、 今日では市町村との役割分担問題も含めて、県レベルの消費者行政体制のあり方が問われているというパターンである。

このように歴史的な基本パターンがあり、 国の影響も大きいならば、都道府県の消費 者行政は自治事務であるという側面をどう 理解すべきなのだろうか。それには2つの 側面が考えられる。第1に国の方針に沿っ て事業が行われたとしても、どの程度行われているのかという側面である。例えば予算でみると、2012年度で福岡県は人口1人当たり37円、滋賀県は人口1人当たり88円と倍以上異なっている。予算が大きく異なれば、同一の事業を行っていたとしても、事業の質量とも異なってくるだろう。この違いは自治事務だからこそ、生ずるのである。

第2に国の方針を膨らませて事業を行う 場合である。例えば福岡県では、消費生活 モニターを充実させて、各地域での消費生 活相談員として位置づけた。これはモニター制度構築という国の方針をさらに膨らま せて事業を展開していた。また滋賀県では、 第1次オイルショックに対応する形で国か ら出てきた省エネ・環境問題に対する方針 を、琵琶湖の汚染問題とつなげて、大きな 事業として膨らませていったのである。

都道府県による消費者教育施策の歴史 的動向

本稿では、消費者教育施策に関する歴史的推移が比較的把握しやすかった福岡県、

滋賀県、広島県の3ケースを選んだ。 大枠でみると、3 県とも共通している推移 を示しており、全般的には国の動向にあわ せて変化しているといえる。

結果をまとめると、以下の通りである。 都道府県による消費者教育施策には、消費者行政施策と同様に、基本的なパターンがあると考えられる。すなわち、 1970年代は、消費者教育施策を推進するために「何でもやる時代」であったのに対して、

1980~90 年代は対象者別消費者教育施 策推進の時代であり、 21世紀からは消費 者教育施策全体の再編の時代、一言で言え ば「何をやるか」の時代である。

また、都道府県のおかれている現状を以下の3点にまとめることができる。第1に、リーダー養成、「くらしのアドバイザー」等の地域の消費者教育の担い手養成は、当初から行っていたが、その後、廃止等をしたところが出ているように、どの県でも、ところが出ている時期であるということである。現在もコーディネーターやサポーターなど担い手養成が話題になっているが、リーダー養成講座等の歴史的教訓を踏まえて、どのような層を主たる担い手と想定し、どのようなカリキュラムにすれば効果的かつ持続的な養成につながるのかを改めて検討しなければならないだろう。

第2に、今日の消費者行政部局による学校に対する消費者教育施策は、歴史的にみると、まだ始めたばかりの段階であるということである。確かに福岡県、広島県は1980年代後半から、滋賀県に至っては1970年代の当初から取り組んできていたが、もともと学校は消費者行政部局の所管ではないため遠い対象であった。

第3に、基金の歴史的重要性である。どの県も主に基金によって消費者教育施策が行われていた。それも歴史的にみて、今までに例のないほどの多額の予算を、消費者

教育関連につぎ込んでいる。そしてどの県 も消費者教育施策のほとんどを基金でまか なっていたといっても過言ではない。

(2)全国都道府県の消費者行政部局による消費者教育施策の実態研究

本研究の課題は、全国都道府県の消費者 行政部局による消費者教育施策の実態と課 題を把握する手かがりとして、事業数と講 座の内容に焦点をあてて検討した。本研究 では、2013年度の実績を主に検討している が、特に消費者教育施策は、地方消費者行 政活性化基金の影響もあり、年次によって 波があるため、単年度だけでは当該ケース の実態を把握するには不十分であると考え、 過去5年間ほどのデータも考慮することに した。そのため利用したデータは、消費者 庁「現況調査」2009、2010、2012、2013 年版(実績は2008、2009、2011、2012年 度)である。消費者庁のご厚意により、各 年版「現況調査」(執務参考資料)を入手し て、消費者教育施策に関しては、主に「消 費者教育・啓発・広報事業等」の具体的な 事業内容一覧及び「教育・啓発・広報資料」 の資料一覧を利用した。但し、事業項目の 記載方法が各都道府県で異なるため、掲載 されている事業内容まで検討して再整理し たものを分析している。そして 2013 年度 の実績は、我々が 2014 年度に行ったアン ケート調査とインタビュー調査から把握し た。

調査では全国 47 都道府県を対象に、体制、施設、相談、教育・啓発、意識と地方消費者行政の施策全体に対して、まずアンケート調査を行い、その後、インタビュー及び施設調査をおこなった。

アンケート調査は有効回収率が 95%であり、有効回収数は 45 ケースとなった。 インタビュー及び施設調査では、24 ケース にご協力いただいた。インタビュー調査は、 各ケースとも 1 時間から 2 時間程度行い、 アンケート調査でいただいた回答をもとに、 具体的な取り組みや意識などを伺った。そ の後、施設を見学させていただいた。

また分析では、都道府県を人口規模で4 つのグループに分けて、分析していくこと にした。人口規模が小さいところほど、市 町村の規模も小さく、都道府県の役割が相 対的に重くなるだろうと想定したからであ る。具体的には、第 グループは人口 300 万人以上の都道府県(10 ケース)、第 グル ープは人口 150 万人から 300 万人未満の都 道府県(14 ケース)、第 グループは人口 100 万人から 150 万人未満の都道府県(14 ケース)、第 グループは人口 100 万人未満 (9 ケース)である。なお、本論文では、代表 値の一つである中央値を利用した。インタ ビュー調査の結果は、随時、必要に応じて 組み込んだ。

分析の結果は以下通りである。

消費者庁が設置された2009年度と2013 年度を比較すると、どのグループでも一般 歳出最終予算は 5%ほど減少しているのに 対して、自主財源と基金をあわせた消費者 行政全体の最終予算は第 グループで 7% 減と一般歳出最終予算よりも減少している。 その他のグループでは 10 ポイント以上増 加している。ただし、自主財源最終予算で も相対的に増加しているのは、第 と第 グループだけであり、基金の経済的効果は 大きい。特に基金の7割が消費者教育施策 に用いられており、それなしでは推進はお ぼつかない現状にあるといえるだろう。ま た定数内正規専任職員数では、第 グルー プで若干、増加しているのに対して、その 他のグループでは停滞している。これまで の業務が減らず、消費者教育等新しい事業 が増加したと想定すると、正規専任職員の 負担は増大していることになる。

第 グループでは、広報関連の事業が 2、 講座関連の事業が 6 ほどあり、2008 年度 と比較して、講座関連事業が 1 ほど増加し ている。資料・教材は 7 あり、講座は年間 170 回ほど実施して、述べ 10,169 人ほどの 参加人数がいる。講演会等は年に 2 回で 1 回の参加人数は 165 名である。講座は、サ ポーター講座、学校向け講座、教員向け講 座を実施している。

第 グループでは、広報関連の事業が 1、 講座関連の事業が 4 ほどあり、2008 年度 と比較して、広報関連事業が 0.5 ほど増加 している。資料・教材は 5.5 あり、講座は 年間 129 回ほど実施して、述べ 7,187 人ほ どの参加人数がいる。講演会等は年に 2.5 回で 1 回の参加人数は 265 名である。講座 は、サポーター講座を実施している。

第 グループでは、広報関連の事業が 1、 講座関連の事業が 6.5 ほどあり、2008 年度 と比較して、広報関連事業が 1、講座関連 事業が 1.5 ほど増加している。資料・教材 は 5 あり、講座は年間 117 回ほど実施して、 述べ 6,983 人ほどの参加人数がいる。講演 会等は年に 2 回で 1 回の参加人数は 100 名 である。講座は、サポーター講座と学校向 け講座を実施している。

第 グループでは、広報関連の事業が 1、 講座関連の事業が 5 ほどあり、2008 年度 と比較して、講座関連事業が 2 ほど増加し ている。資料・教材は 4 あり、講座は年間 126 回ほど実施して、述べ 7,219 人ほどの 参加人数がいる。講演会等は年に 1 回で参 加人数は 320 名である。講座は、少なくと も学校向け講座を実施している。

以上のように、人口規模ではグループ間で最大8倍の差があっても、予算差は3倍、事業数では1.5倍も差がなかった。特に第グループ以下での取り組み状況での差は小さい。実際に都道府県全体の割合に占め

る都道府県庁の相談受付割合は、人口規模

が小さいほど大きい。この点を考慮すると、 人口規模が小さい都道府県ほど、都道府県 の役割が相対的に大きく、できるだけ市町 村を補完しようとしていると推察できよう。 他方、市町村との消費者教育施策に関する 役割分担については、相談体制ほど明確で はなく、分担の想定をしていたのはインタ ビュー調査 24 ケース中 5 ケースにとどま った。またインタビュー調査では都道府県 に求められている「市町村との連絡調整」 という側面が、消費者教育施策においては 弱いようには感じられた。まず都道府県と 市町村とが都道府県域全体の消費者教育施 策について、互いの制度的要件を充分ふま えつつ、対等に意見を交わして、分担の在 り方を検討していくことが求められるだろ う。

このようにみていくと都道府県による消 費者教育施策とは、これまでの歴史的な経 緯をふまえつつ、しかしそれを前例にする ことなく、政令指定都市の増加など平成の 大合併による基礎自治体の拡大などの客観 的な状況をもとに、新たな都道府県の役割 を模索していく必要がある。そしてそのた めには都道府県と基礎自治体とが密接なコ ミュニケーションに基づいて、都道府県全 体の推進計画を立てていくとともに、企画、 立案、実施等に関しては、正規職員の負担 増を少しでも軽減するために、消費者教育 推進地域協議会それら機能の一部を委ねて いくような取り組みが求められる。つまり 言い換えれば、行政職員だけに依存しない 消費者教育推進の仕組み作りが、実効性の ある施策を推進するためにも、まさに今、 求められているといえるだろう。

5。主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者 には下線)

[雑誌論文](計 4 件)

<u>色川卓男</u>・小谷茜・柏木沙紀「地方公共 団体における消費者教育施策の歴史的推移 に関する研究 - 福岡県、滋賀県、広島県を 事例にして - 」『国民生活研究』第55巻第 1号、2015年7月、pp。50-110(査読有)

<u>色川卓男</u>「消費者市民社会に向けた地方における消費者教育施策の現状と課題』ウェブ版国民生活』No。32、独立行政法人国民生活センター、2015年3月、pp。1-4(査読無)

<u>色川卓男</u>「地方消費者行政評価指標による実態把握の試み - 静岡県内市町の消費者行政調査を事例にして - 」『消費者教育』第34冊、日本消費者教育学会、2014年9月、pp。1-10(査読有)

<u>色川卓男</u>・小谷茜・柏木沙紀「地方消費者行政の歴史的な推移に関する研究 - 福岡県と滋賀県を事例にして - 」『国民生活研究』第 54 巻第 1 号、2014 年 7 月、pp。 48-92(査読有)

[学会発表](計 5 件)

<u>色川卓男</u>「全国都道府県における消費者 教育・啓発施策の現状と課題」『2015 年度 日本消費者教育学会全国大会』佐賀大学、 2015 年 10 月 4 日

<u>色川卓男</u>「全国都道府県における消費者 行政体制の現状と課題」『日本家政学会第 67回大会』アイーナ(盛岡市) 2015年5 月24日

<u>色川卓男</u>「都道府県は消費者教育・啓発施策をどのように推進してきたか - 4都県を事例にして - 」『2014年度日本消費者教育学会全国大会』札幌エルプラザ、2014

年10月4日。

<u>色川卓男</u>「地方消費者行政はどのような経緯をたどってきたか - 4つの都道府県の事例から - 」『日本家政学会第66回大会』北九州国際会議場、2014年5月24日

<u>色川卓男</u>「地方消費者行政の現状をどう 把握するか? 静岡県内市町の消費者行政 調査を事例にして 」『2013 年度日本消費 者教育学会全国大会』相山女学園大学、 2013 年 10 月 13 日

[図書](計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

http://160。16。225。242/wordpress/ 色川研究室 HP に本科研費の研究概要、 研究方法、進捗状況、歴史的資料一覧のペ ージを作成

- 6。研究組織
- (1)研究代表者

色川 卓男(IROKAWA Takuo)静岡大学・教育学部・教授研究者番号:90293589

- (2)研究分担者なし
- (3)連携研究者 なし